

# 子ども・子育て支援新制度について

総社市子ども・子育て会議

## 子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法の趣旨

3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）（42頁参照）

### ◆ 主なポイント

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）



## 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

### ○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

### ○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

### ○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

### ○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



## 給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

#### ■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

#### ■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

#### ■ 児童手当

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等  
(対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 放課後児童クラブ

- 妊婦健診

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

## 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育てのニーズ)  
子育て支援

## 需要の調査・把握

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

## 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

地域型保育給付の  
=対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

放課後児童  
クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可を受けた施設・事業者

子ども・子育て支援法  
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援  
のための仕組み～

施設型給付

認定こども園  
0～5歳

幼保連携型

○以下の制度改善を実施

- ・ 認可・指導監督の一本化
- ・ 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

# 認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
  - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
  - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
  - 消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

《現行制度》

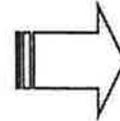
《改正後》

**幼保連携型**  
(486件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置



**幼保連携型認定こども園**  
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

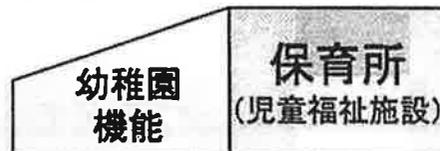
**幼稚園型**  
(273件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ



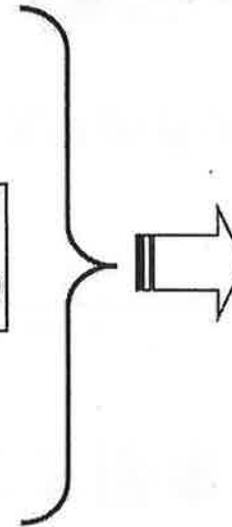
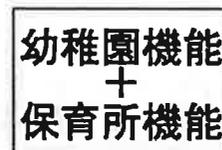
**保育所型**  
(122件)

※設置主体制限なし



**地方裁量型**  
(30件)

※設置主体制限なし



- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

(認定こども園の合計件数は911件(平成24年4月時点))

# 市町村子ども・子育て支援事業計画の概要

## 《必須記載事項》

1. 教育保育提供区域の設定
2. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み
3. 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
5. 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### 《任意記載事項》

1. 産後の休業及び育児休業後における幼児期の学校教育、保育等の円滑な利用の確保の内容
2. 保護を要する子どもの養育環境の整備、障がいのある子どもに対する保護、日常生活上の指導と知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
3. ワーク・ライフ・バランスが図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

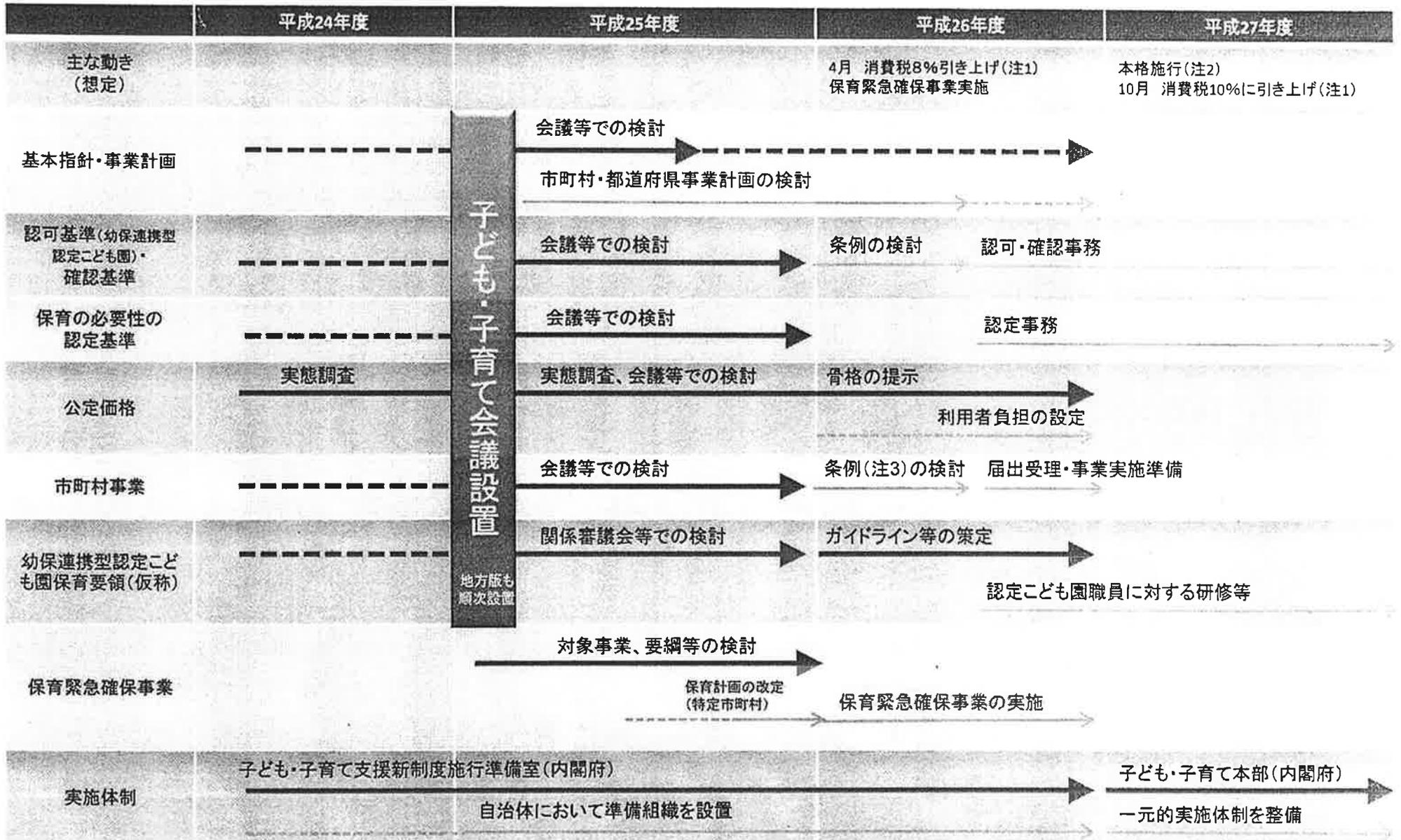
### 《計画策定にあたってのルール》

1. 教育保育提供区域の子どもの数、保護者の給付や事業の利用に関する意向を勘案すること
2. 各区域の子どもと保護者のおかれている環境や事情を正確に把握し、これを勘案するよう努めること
3. 地域福祉計画や教育振興基本計画等との調和が保つこと

## 地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
- ・ 利用者支援
  - ・ 地域子育て支援拠点事業
  - ・ 一時預かり
  - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
  - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
  - ・ ファミリー・サポート・センター事業
  - ・ 子育て短期支援事業
  - ・ 延長保育事業
  - ・ 病児・病後児保育事業
  - ・ 放課後児童クラブ
  - ・ 妊婦健診
  - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施



(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。  
 (注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。  
 (注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

